

横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス補助事業

高齢者の介護予防や生活支援を充実・強化するための補助事業です。

高齢になっても、住み慣れた地域で自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生活に支援が必要な場合には、多様な主体からの支援も受けながら、その人らしい自立した暮らしができる地域をつくっていくことを目指します。

また、高齢者自身も担い手となることで、高齢者の社会参加が促進されることを期待します。



◆補助の対象団体について

地域で『要支援者等』※に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を補助します。原則、法人格が必要です。ただし、活動費の補助のみを受ける団体については、一定の条件を満たすことで任意団体であっても補助の対象団体とします。

※『要支援者等』とは、要支援 1・2 の要介護認定がある方及び要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象となった方（事業対象者）で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントでサービスの必要性がケアプランに位置付けられた方のことをいいます。

【補助の対象活動】

- ・通所型支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供（週 1 回以上かつ概ね 3 時間以上）する場合。
- ・訪問型支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週 1 回以上）し、生活援助等の支援を提供する場合
- ・配食支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週 1 回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供する場合
- ・見守り支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的も訪問（週 1 回以上）し、見守りのサービスを提供する場合

補助金の対象団体となるためには、各種要件があります。

関心のある方は、各地域ケアプラザ、西区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」へご相談ください。

○団体の活動範囲（活動を予定している範囲）により、事前相談先が異なります。

- ・日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）
 - ☞ 各地域ケアプラザへご相談ください。
- ・区域での活動をしている場合（予定を含む）
 - ☞ 西区社会福祉協議会へご相談ください。



◆主な運営基準について ※この他にも要件があります。

【スタッフの清潔の保持・健康状態の管理】

スタッフやボランティアが感染症の感染源となることを予防し、また感染の危険から守るための対策を講じる

【秘密保持】

スタッフやボランティア又は、スタッフやボランティアであった者が利用者や家族の秘密を漏らすことが無いよう措置を講じ、利用者から事前に個人情報の利用に関する同意を得る

【事故発生時の対応】

介護予防ケアマネジメント等を実施する包括支援センター及び関係機関等に連絡し、記録する

【廃止休止の届出と継続的な支援ができる便宜の提供】

活動を廃止若しくは休止する際には、利用者之不都合が生じないよう措置をとる 等

◆補助額について 要支援者等への支援の提供回数や、受入人数によって補助額が違います。

・通所型支援

一回当たりの利用者数 20人以上 (うち要支援者等半数以上)	一回当たりの利用者数 10人以上19人以下 (うち要支援者等半数以上)	一回当たりの利用者数 5人以上 (うち要支援者等5人以上)
【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 240万円/年	【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 120万円/年	【補助限度額】 活動費等 60万円/年

一定の規模で活動を行っている、かつ、一つの場所で、常時(週5日以上かつ1日5時間以上)、要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃を補助

・訪問型支援、配食支援、見守り支援

支援の提供回数 500回以上/年
【補助限度額】 活動費等 60万円/年

【補助対象経費】

家賃のほか、活動費等の補助として、利用調整等のコーディネートに係るスタッフの件費や保険料、備品費等、本事業を実施するために必要な経費が対象となります。

○平成29年度は、支援の提供回数や受け入れ人数を緩和する措置を設けています。

(通所型支援)応募要件を満たし要支援者等を受け入れる体制が整っていると判断できれば補助を実施します。

(訪問型支援、配食支援、見守り支援)応募要件を満たし申請時に5人以上の介護予防ケアマネジメントに位置付けられた要支援者等への支援の提供が見込める場合に補助を実施します。

◆申請期間 (平成29年度予定)

年2回の申請を予定しています。

前期：申請期間 平成29年5月22日(月)～7月14日(金) 交付決定 平成29年9月

後期：申請期間 平成29年8月21日(月)～10月13日(金) 交付決定 平成29年12月

補助金の支払い：交付決定後の翌月から月割で交付します。

申請先：横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課【受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)】



◀ご相談先▶ ※まずはご相談ください

□西区社会福祉協議会 生活支援コーディネーター TEL 450-5005 FAX 451-3131

□各地域ケアプラザ 生活支援コーディネーター 【別紙参照】

○団体の活動範囲(活動を予定している範囲)により、事前相談先が異なります。詳細は表面をご覧ください。

・西区高齢・障害支援課 地域包括ケア推進担当 TEL 320-8410 FAX 290-3422

・横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課 TEL 671-3464 FAX 681-7789 平成29年4月20日発行

《地域ケアプラザ一覧》

浅間台地域ケアプラザ	
所在地	浅間台6
電話	311-7200
FAX	311-8357
〈相談対象地域〉	
南幸・北幸・西平沼町・岡野 浅間町・浅間台・南浅間町 楠町・宮ヶ谷・南軽井沢 北軽井沢	

藤棚地域ケアプラザ	
所在地	藤棚町2-198
電話	253-0661
FAX	253-0698
〈相談対象地域〉	
藤棚町1(28~50除く)・2 元久保町・東久保町・久保町 浜松町・境之谷	

宮崎地域ケアプラザ	
所在地	宮崎町2
電話	261-6095
FAX	261-6052
〈相談対象地域〉	
東ヶ丘・赤門町2・霞ヶ丘・西戸部町1, 2 老松町・伊勢町1, 2, 3-118~132 花咲町・紅葉ヶ丘・宮崎町 戸部町1・2・3・4	

戸部本町地域ケアプラザ	
所在地	戸部本町50-33
電話	321-3200
FAX	317-3008
〈相談対象地域〉	
戸部町5, 6, 7・御所山町・戸部本町 桜木町・高島町・藤棚町1-28~50 西戸部町3・伊勢町3-133~148 中央・西前町・平沼・みなとみらい	